

総価契約単価合意方式[改訂]

平成 23年10月

国土交通省 近畿地方整備局

企画部 技術管理課

総価契約単価合意方式・改訂のポイント

受発注者間の双務性の向上の観点から、平成22年度より導入した「総価契約単価合意方式」について、これまでの運用を踏まえ、単価合意の手続きを改善

〈平成23年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用〉

《改訂のポイント：平成23年9月14日通達概要》

請負代金内訳書の提出期間及び単価協議期間の確保

単価協議開始の日は契約締結後15日以降に設定し、個別合意方式における請負代金内訳書の作成日数を14日間確保することを明確化。

単価合意書締結は、協議が整った後(単価協議開始の日から受注者から合意単価表(案)が提出されるまで)速やかに締結することを明確化。

間接費の算出方法の解説

単価包括合意方式について、具体的な算出例を追記。

工事費構成書の提示

請負代金内訳書の提出が必要のない工事についても、請負代金内訳書を提出した場合は、工事費構成書の提示を求めることができることを明確化

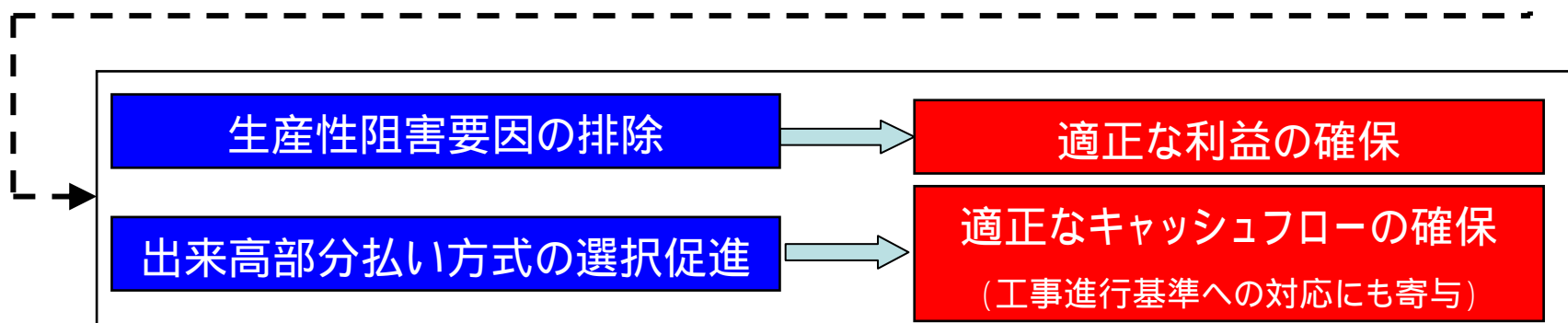
請負代金額が1億円未満または工期が6ヶ月未満の工事で単価包括合意方式を選択した工事

上記について実施要領・要領の解説を改訂

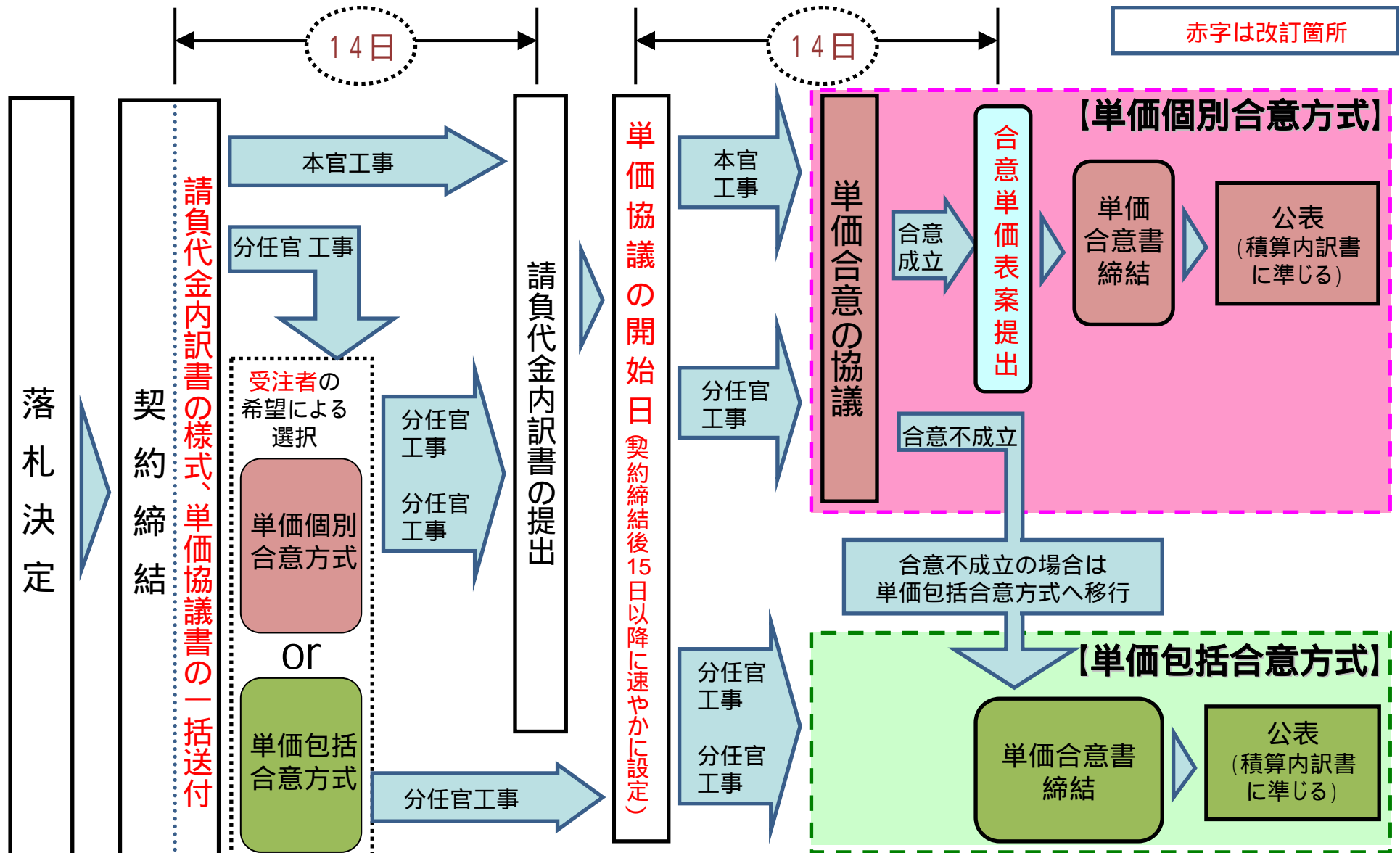
総価契約単価合意方式の本格導入

【導入前後の比較】

要素	導入前	導入後
契約方式	総価で契約	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 片務性の存在	受発注者間で合意した単価 双務性の向上
特徴	請負企業の技術的特性等が 反映されない額となるおそれ 設計変更協議の難航	請負企業の技術的特性等が 反映された額 設計変更協議の円滑化



総価契約単価合意方式における手続きフロー



請負代金内訳書の提出等、契約締結後の手続きは通常どおり。

- 分任官工事 : 個別合意方式を選択
- 分任官工事 : 請負代金額が1億円以上で工期が6ヶ月を超える工事で包括合意方式を選択
- 分任官工事 : 請負代金額が1億円未満で工期が6ヶ月を超えない工事で包括合意方式を選択

赤字は改訂箇所

1. 背景

・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、円滑化を図る。

2. 対象工事

・工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち、第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十七号まで及び第十九号に掲げる工事(北海道開発局の対象工事を追記～略～)において実施するものとする。

工事請負業者選定事務処理要領第3に掲げる工事種別のうち下記 を対象とする。

一	一般土木工事	(土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
二	アスファルト舗装工事	
三	鋼橋上部工事	
四	造園工事	
五	建築工事	(建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
六	木造建築工事	
七	電気設備工事	
八	暖冷房衛生設備工事	(空気調和設備工事含む。以下同じ。)
九	セメント・コンクリート工事	
十	プレストレスト・コンクリート工事	
十一	法面処理工事	
十二	塗装工事	
十三	維持修繕工事	(河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。)
十四	河川しゅんせつ工事	
十五	グラウト工事	
十六	杭打工事	
十七	さく井工事	
十八	プレハブ建築工事	
十九	機械設備工事	(機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
二十	通信設備工事	
二十一	受変電設備工事	

3. 実施方法

- ・単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)を基本。
ただし、分任支出負担行為担当官の発注工事においては、請負者の希望により、単価を包括的に合意する方式(単価包括合意方式)も可能とする。

4. 入札公告等による入札参加者への周知

- ・本方式の対象工事であることを入札参加希望者に周知する。

一般競争入札の場合	: 入札公告及び入札説明書
工事希望型競争入札の場合	: 送付資料
上記以外の指名競争入札の場合	: 指名通知
随意契約の場合	: 見積依頼書

5. 合意した単価の適用

- 第24条(請負代金額の変更方法)
- 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第29条(不可抗力による損害)
- 第37条(部分払)
- 第38条(部分引渡し)

記載内容の変更・追加

6. 単価合意の方法

工事請負契約書締結直後¹の単価合意は以下の手順により実施する。

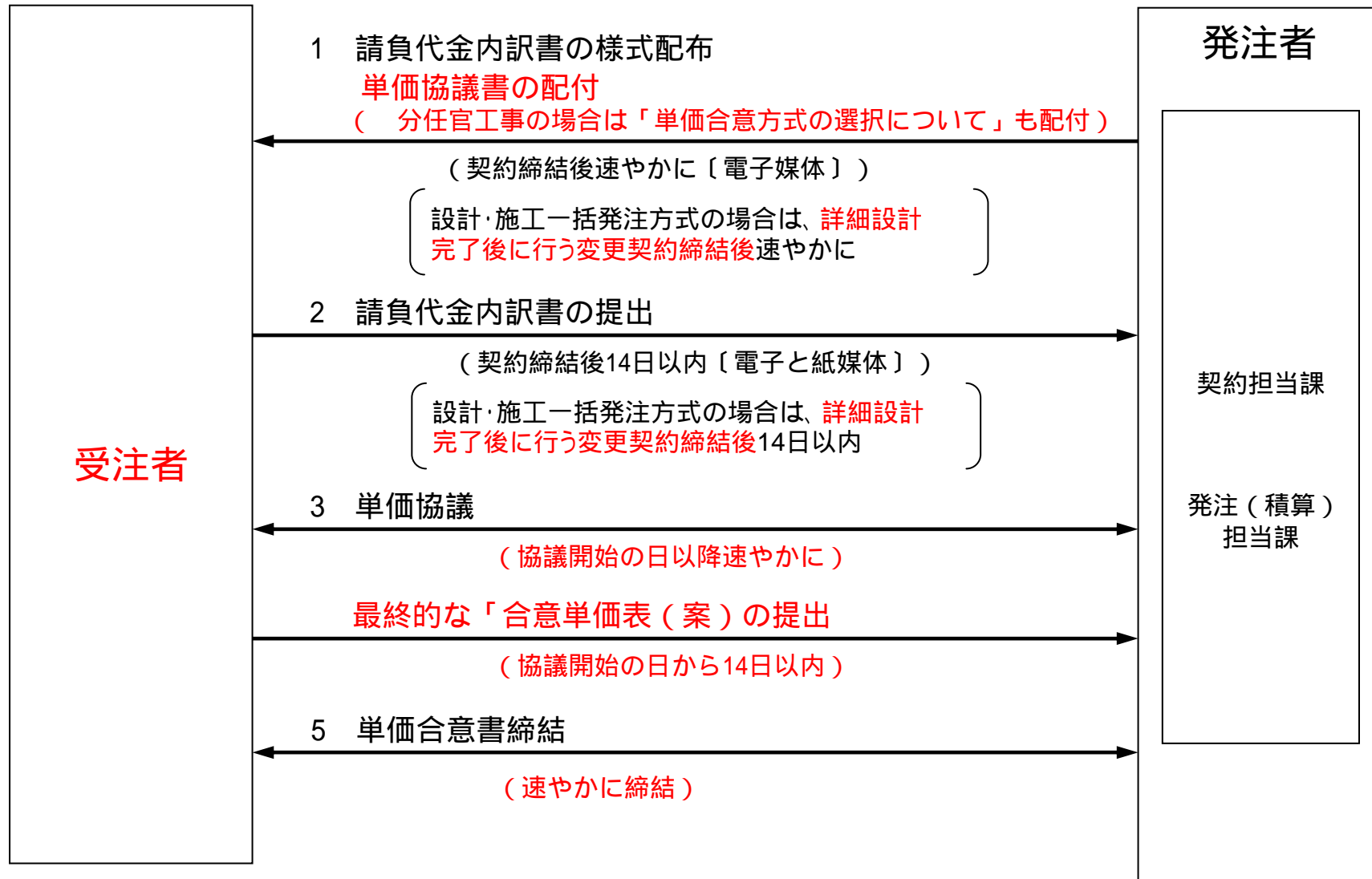
- 1) 単価合意は、工事数量総括表を基本とし、直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)、共通仮設費(率分)、現場管理費及び一般管理費等の単価等を合意する。
- 2) 単価合意は、請負者が提出した請負代金内訳書に基づき行う。
- 3) 一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。
- 4) 「単価合意書」に「単価表」を添付して締結する。
- 5) 協議開始から14日以内に単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」により締結する。
- 6) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表する。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにする。

1: 設計・施工一括発注方式の場合は、**詳細設計完了後に行う変更契約締結後**に実施する。

単価協議・合意の概略手順〔単価個別合意方式の場合〕

(解説P6～8)

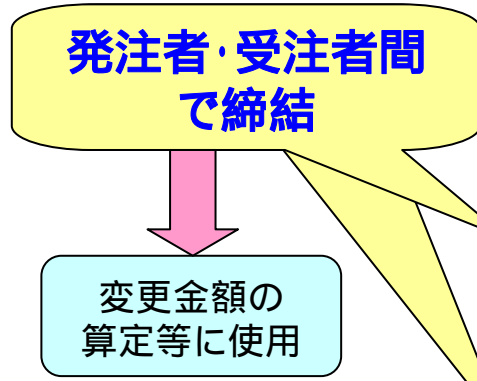
赤字は改訂箇所



単価合意書(単価個別合意方式の場合)

(要領P8,9)

単価協議の結果として「単価合意書(合意単価を表示した「単価表」)」を締結する。



単価表(例)

赤字は改訂箇所

工事区分	工種	種別	細別	規格	契約単位	数量	合意単価	金額	適用
橋梁下部					式	1		28,650,000	
	道路土工				式	1		1,560,000	
		掘削工			式	1		1,560,000	
			掘削(土砂)		m3	5,000	312	1,560,000	
	RC橋脚工				式	1		27,090,000	
		作業土工			式	1		500,000	
		場所打杭工			式	1		20,000,000	
			場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長)20.0m	本	8	2,500,000	20,000,000	
		橋梁躯体工(構造物単位)			式	1		5,590,000	
			T型橋脚	24-8-25(20)(高炉)	m3	160	25,000	4,000,000	
			鉄筋	SD345 D16 ~ 25	t	6.00	115,000	690,000	
			鉄筋	SD345 D29 ~ 32	t	7.50	120,000	900,000	
					式	1		28,650,000	
					式	1		4,700,000	
					式	1		1,020,000	
					式	1		1,020,000	
					式	1		3,680,000	
					式	1		33,350,000	
					式	1		8,000,000	
					式	1		41,350,000	
					式	1		3,650,000	
					式	1		45,000,000	
					式	1		2,250,000	
					式	1		47,250,000	

細別に関する単価を合意

共通仮設費(率計上分)、現場管理費、一般管理費等は額で合意

なお、本単価表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。

単価合意書(例)

平成 年 月 日に契約した 工事における契約の変更
に用いる単価または金額(契約単位が一式の項目については単価で
はなく金額)について、別添の「単価表」のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の
上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名 支出負担行為担当官

印

受注者 住所
氏名

印

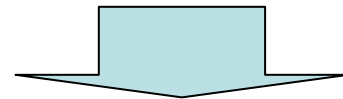
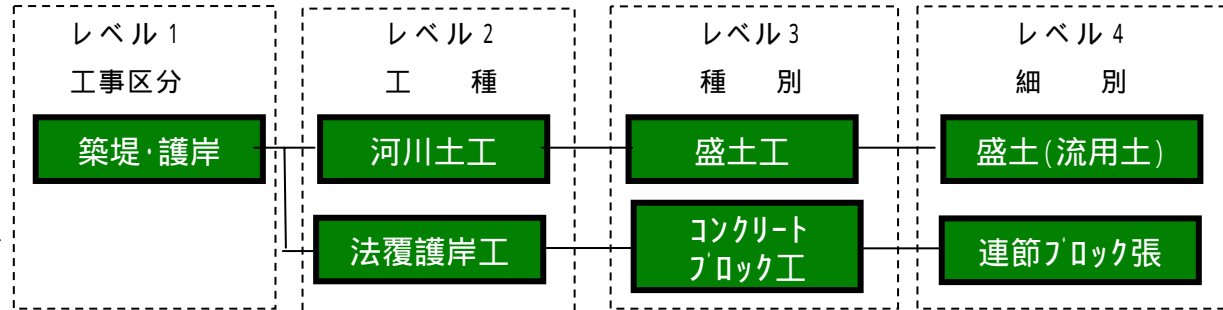
請負代金額の変更イメージ〔単価個別合意方式の場合〕

(要領P6)
(解説P9~10)

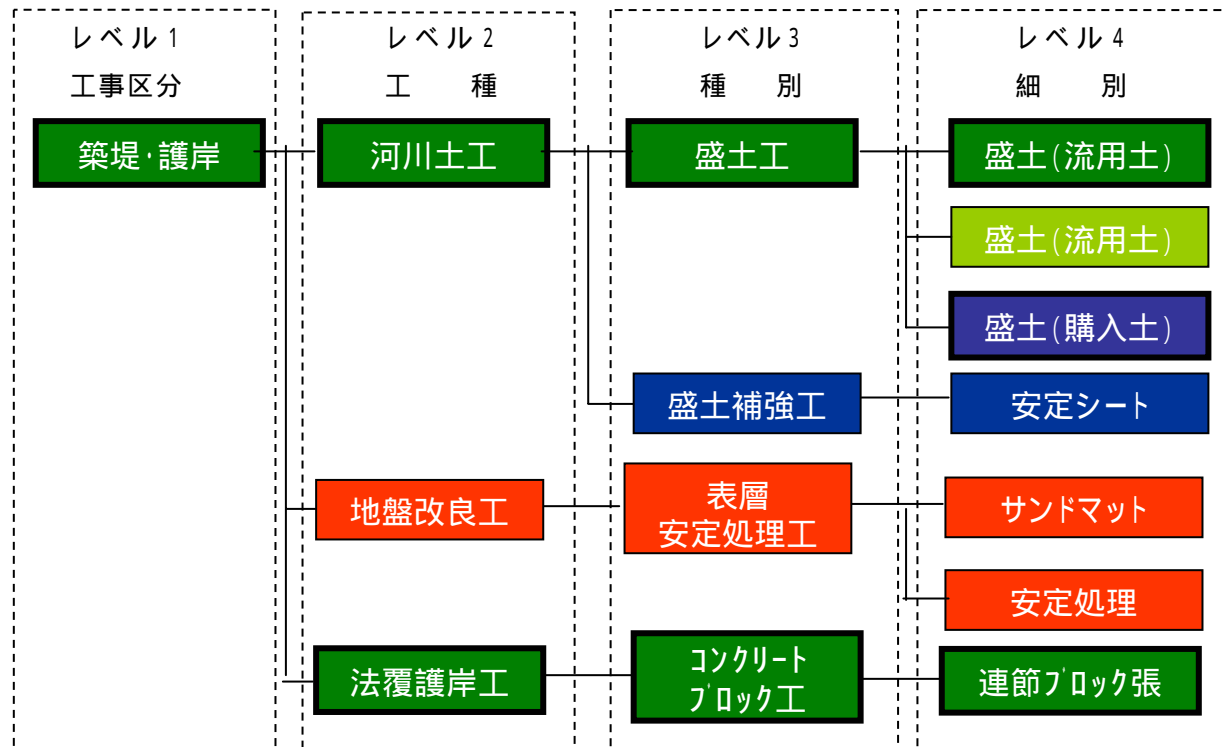
【築堤・護岸工事における直接工事費の例】

〔官積における
予定価格算出方法〕

当初合意



変更積算



数量総括表上、項目の追加は無いが、
数量の増減により官積算単価が変動
例) 路体築堤 10,000m3未満 10,000m3以上

(条件変更)
変更後の条件の官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル4)
の比率

(細別追加)
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率

(種別追加)
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率

(工種追加)
官積算 × 100%

(工種追加)
官積算 × 100%

(数量増減)
合意単価 × 設計数量

7. 単価合意の方法

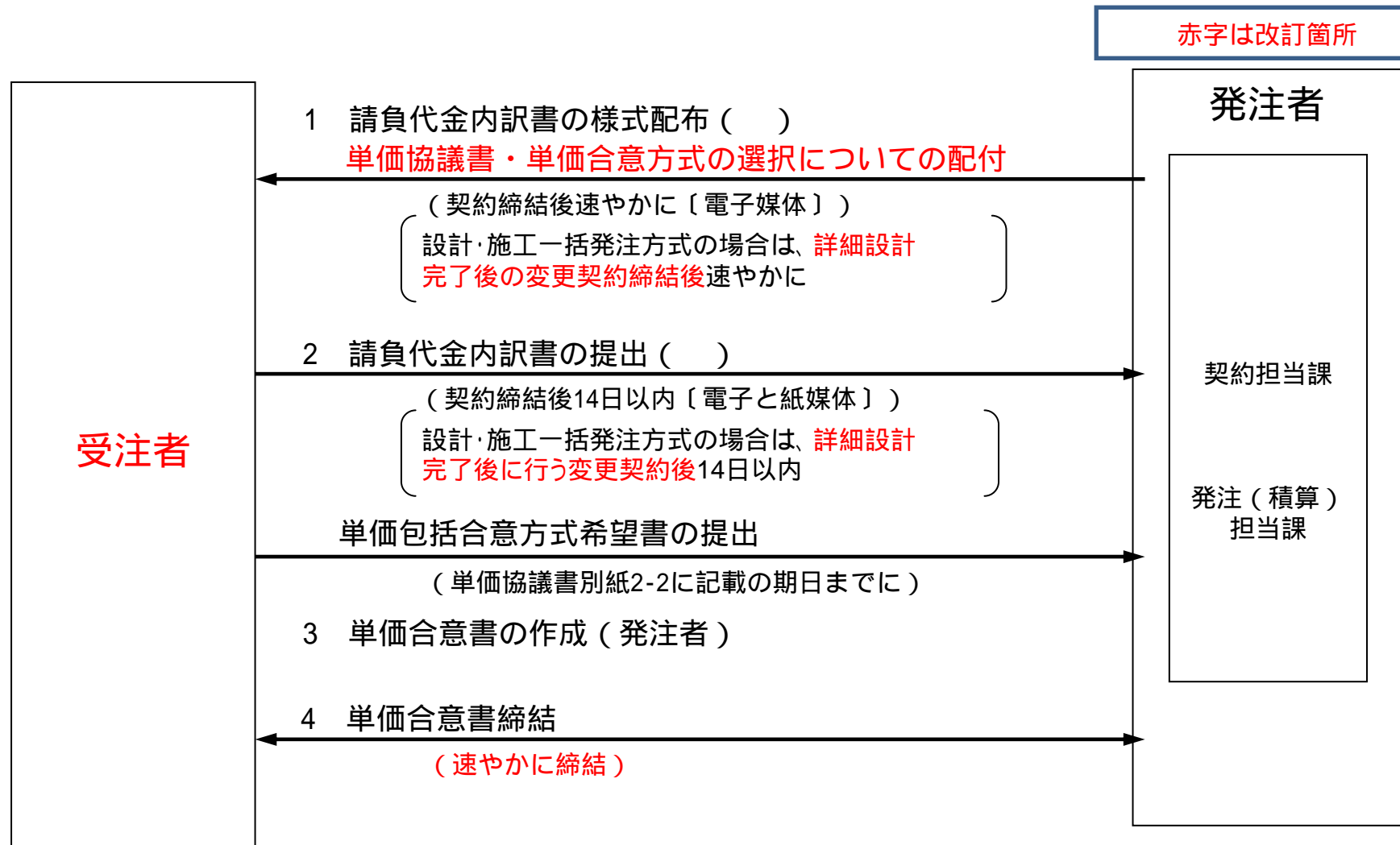
工事請負契約書締結直後¹の単価合意は以下の手続により実施する。

- 1) 単価合意は、工事数量総括表に記載の項目について、当初契約の予定価格（変更契約の場合は官積算額）に対する請負代金額の比率に基づき合意する。
- 2) 「単価合意書」に「工事数量総括表」を添付して速やかに締結する。
- 3) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表する。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにする。

1: 設計・施工一括発注方式の場合は、**詳細設計完了後に行う契約締結後**に実施する。

単価協議・合意の概略手順〔単価包括合意方式の場合〕

(解説P14)



請負代金額1億円未満又は工期が6箇月未満等で請負代金内訳書の提出を求めない工事で、受注者が単価包括合意を希望する場合は、請負代金内訳書の提出は不要である。(受注者が単価包括合意方式を希望した場合は、請負代金内訳書の提出が不要である旨を、単価合意書及び単価包括合意方式希望書に記載する。)ただし、手続き上は単価個別合意方式が選択される場合も想定し、請負代金内訳書の様式は送付する。

単価合意書(単価包括合意方式の場合)

(要領P10)

(解説P10)

単価協議の結果として「**単価合意書(契約の変更に用いる単価等の考え方について合意)**」を締結する。

発注者・受注者間
で締結

単価合意書(例)

赤字は改訂箇所

平成 年 月 日に契約した 工事における契約の変更に用いる単価等の考え方について、下記のとおり合意する。

記

契約変更等において用いる単価等は、本契約の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。
ただし、別紙に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎とする。

【工事数量総括表を別紙として添付】

複数回変更する場合は、以下のとおり記載する

契約変更等において、変更時の価格に、第 回変更契約時までの請負比率を乗じたものを基礎とする。

ただし、別紙に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名 支出負担行為担当官
印

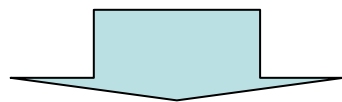
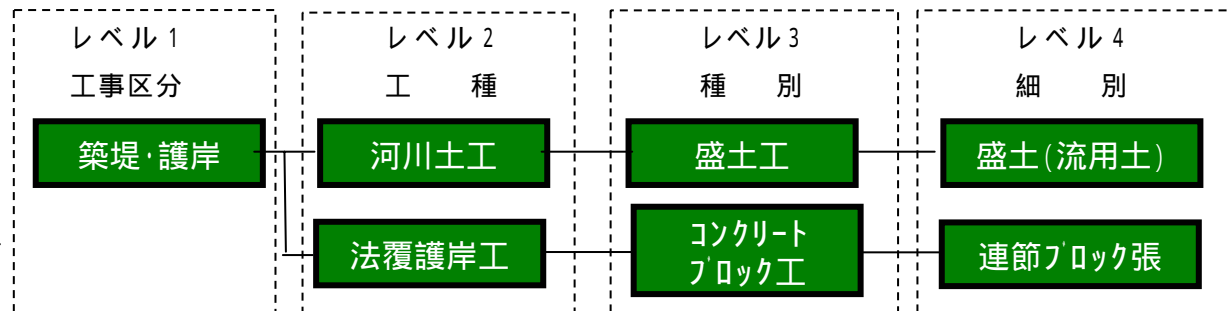
受注者 住所
氏名
印

請負代金額の変更イメージ〔単価包括合意方式の場合〕

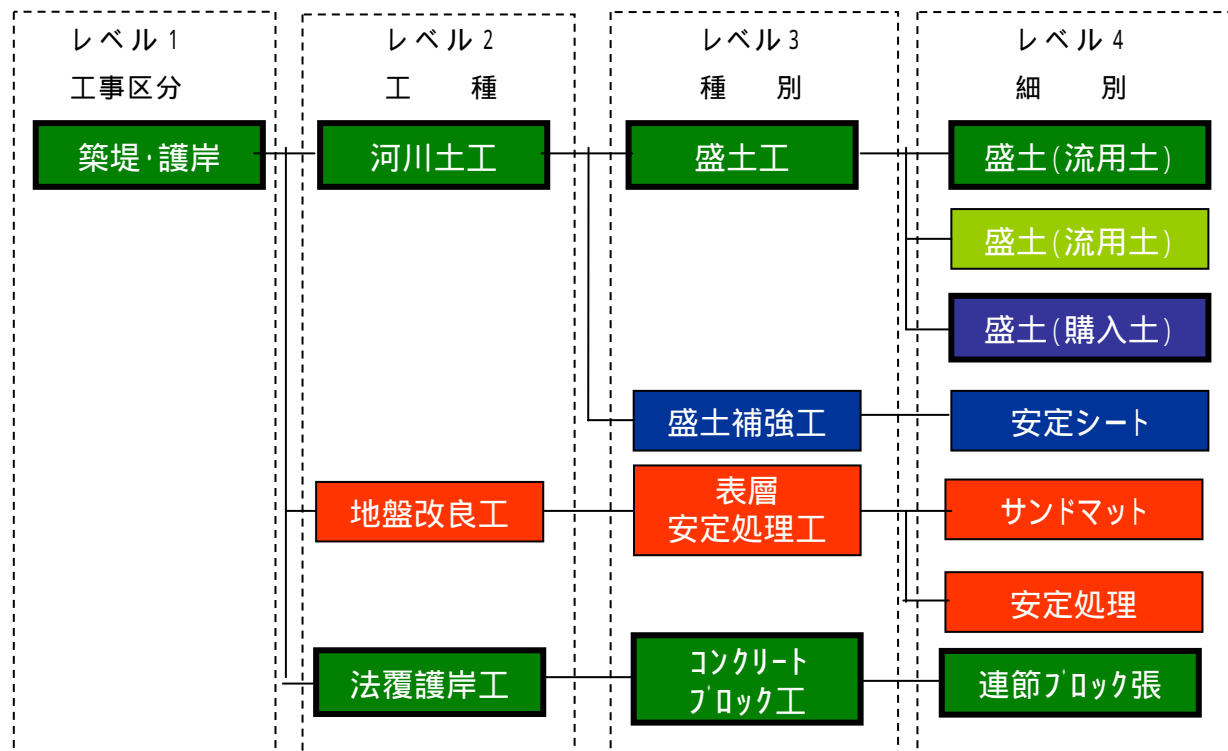
〔築堤・護岸工事における直接工事費の例〕

〔官積における
予定価格算出方法〕

当初合意



変更積算



数量総括表上、項目の追加は無いが、数量の増減により官積算単価が変動
例) 路体築堤 10,000m3未満 10,000m3以上

- (条件変更)
変更後の条件の官積算 × 請負比率
- (細別追加)
官積算 × 請負比率
- (種別追加)
官積算 × 請負比率
- (工種追加)
官積算 × 100%**
- (工種追加)
官積算 × 100%**
- (数量増減)
官積算 × 請負比率

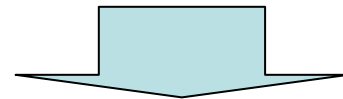
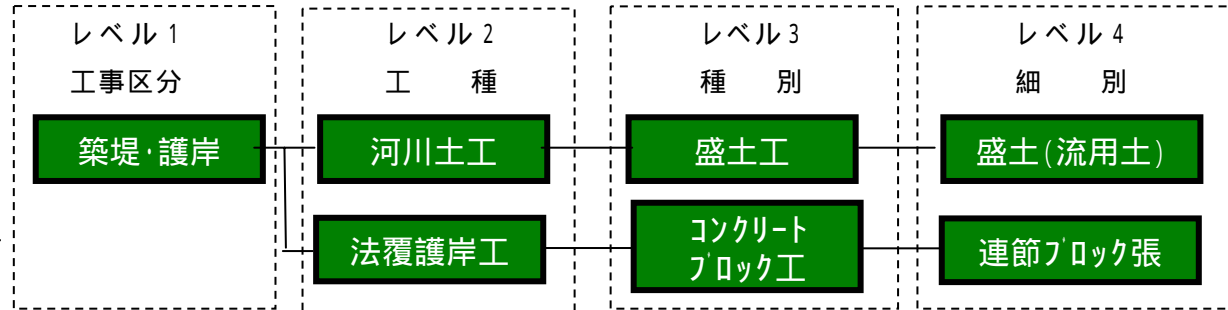
注: 「請負比率」とは官積算額に対する請負代金額

単価個別合意方式と単価包括合意方式の違い

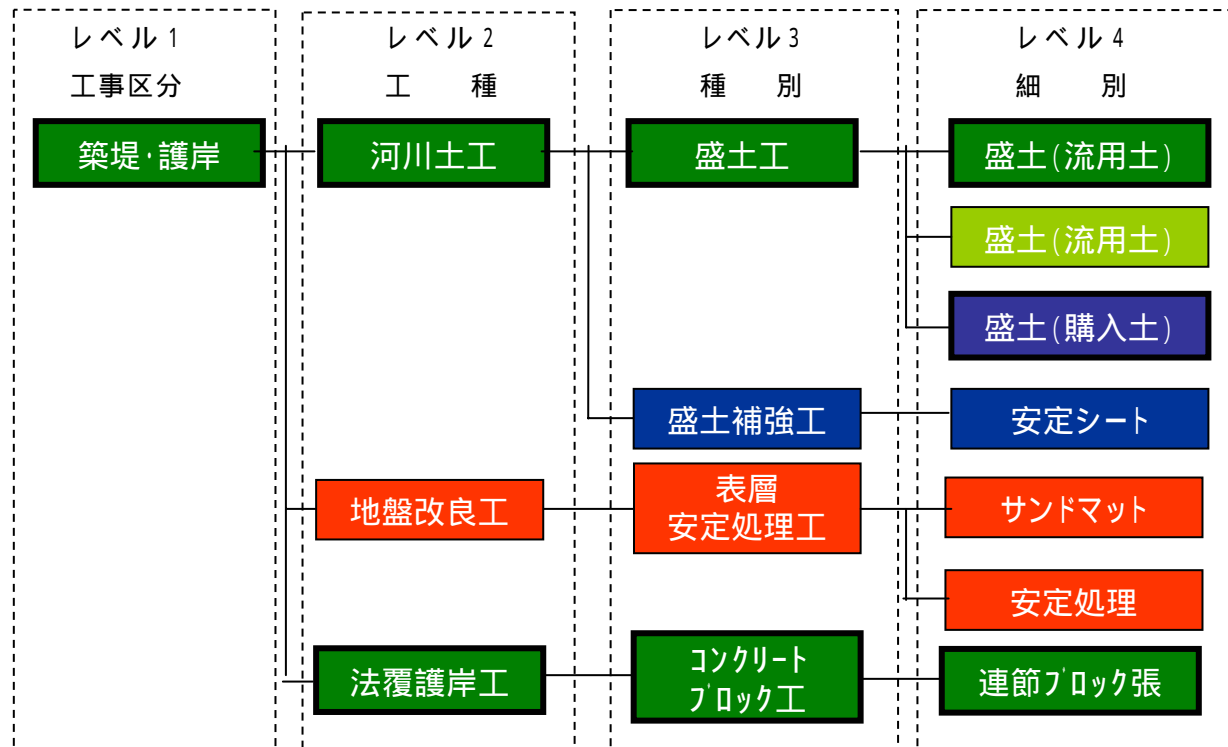
【築堤・護岸工事における直接工事費の例】

官積における
予定価格算出方法

当初合意




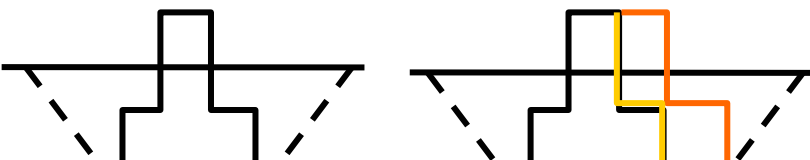
変更積算



上段：単価個別合意方式
下段：単価包括合意方式

- (条件変更)
変更後の条件の官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル4)の比率
変更後の条件の官積算 × 請負比率
- (細別追加)
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率
官積算 × 請負比率
- (種別追加)
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率
官積算 × 請負比率
- (工種追加)
官積算 × 100%
官積算 × 100%
- (工種追加)
官積算 × 100%
官積算 × 100%
- (数量増減)
合意単価 × 設計数量
官積算 × 請負比率

合意単価を用いることが不適当な場合は、**発注者と受注者とが協議して定める。**

<p>著しい数量の増減の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事材料等が大幅に増える ・大型機械による施工 <p>⇒ 材料単価が安くなる 施工単価が安くなる</p> <p>掘削押土の内容が「30,000m3未満」から「30,000m3以上」となるなど官積算単価が変更</p>	<p>数量総括表に記載のない項目が生じた場合</p> <p>単価合意書に添付の単価表又は数量総括表にない項目が生じた。</p> <p>工種A 工種B</p> <p>⇒</p> <p>工種A 工種B 工種C</p>
<p>施工条件が異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と現場条件に相違 ・発注者から目的物や材料規格について変更指示 <p>掘削(土砂)設計図書と掘削(軟岩)現場が異なっていた。</p> 	<p>~ によらないが合意単価を用いることが不適当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「作業土工」(一式)において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更  <p>掘削方法は「任意」一式で合意した作業土工</p>

~ 特別な理由がないときは変更時の価格を基礎とする。

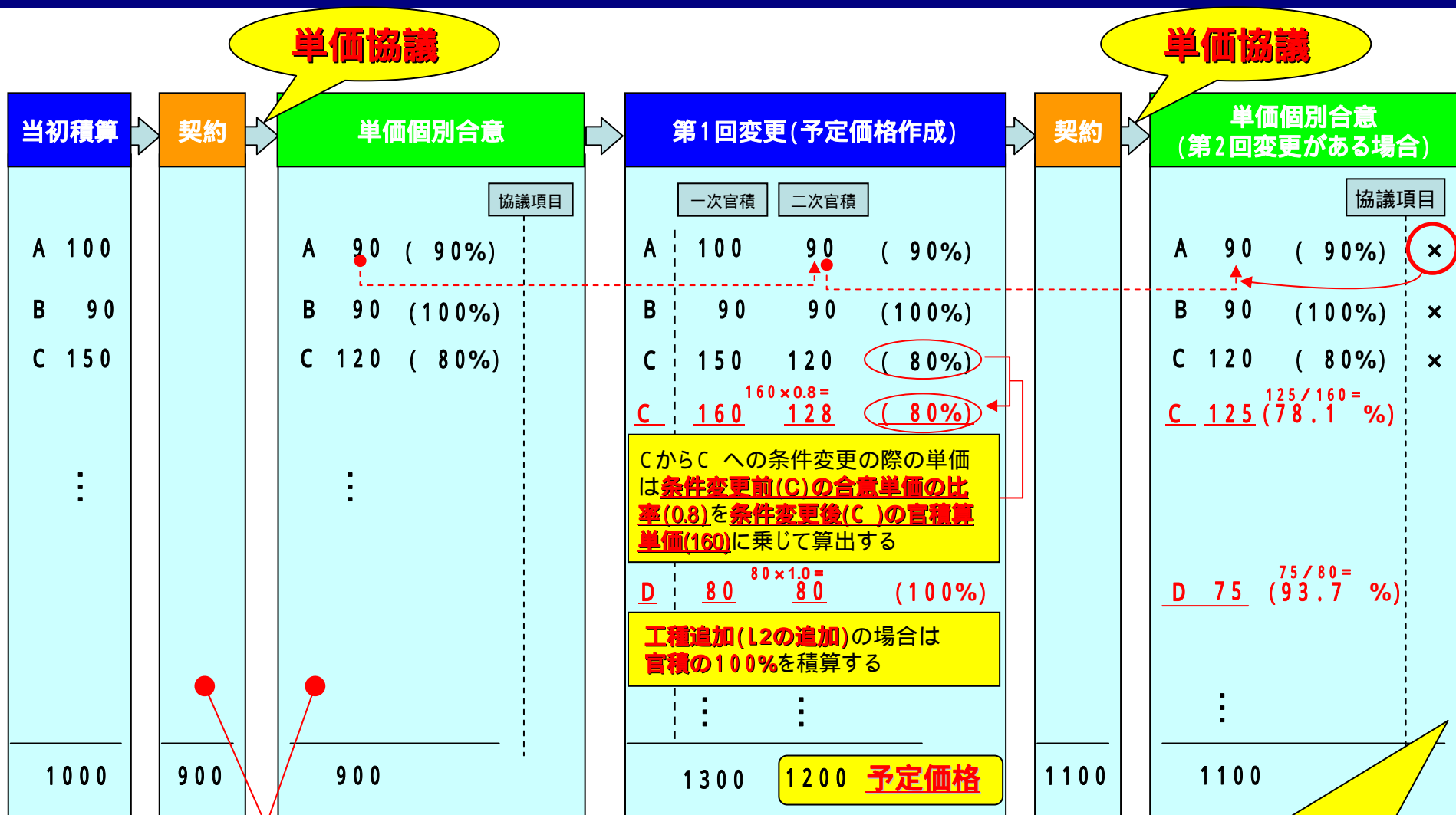
- ・請負者の責に帰すべきもの
- ・大幅な数量増減や施工条件が変わっても単価変動がない場合

特別な理由があるときは単価合意書の合意単価等を基礎とする。

請負代金額の変更

	単価個別合意方式 (解説P7、8)	単価包括合意方式 (解説P12、13)												
<p>数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合</p> <p>(例)「掘削(土砂)」の内容が、「普通土30,000m3未満」「30,000m3以上」となるなど官積算単価が変更</p>	<p>当該細別(レベル4)の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。</p> <p>変更後の条件の官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル4)の比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>官積</th> <th>予定価積算</th> <th>合意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>110</td> <td>110 × (90/100)=99</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		官積	予定価積算	合意	当初	100	100	90	変更	110	110 × (90/100)=99		<p>本契約の一次官積算額に対する請負額の比率に変更後の条件により算出した一次官積算単価を乗じる。</p> <p>変更後の条件の官積算 × 請負比率 $\left(= \frac{\text{請負額}}{\text{予定価格}} \right)$</p>
	官積	予定価積算	合意											
当初	100	100	90											
変更	110	110 × (90/100)=99												
<p>施工条件が異なる場合</p> <p>(例)ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。</p>	<p>既存の細別(レベル4)の積算条件が変更された場合は、当該細別(レベル4)の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。</p> <p style="text-align: center;">上記 同様</p>	<p>既存の細別(レベル4)の積算条件が変更された場合は、請負比率に変更後の条件により算出した一次官積算単価を乗じる。</p> <p style="text-align: center;">上記 同様</p>												
<p>(例)「掘削(土砂)」が「掘削(硬岩)」に変更。</p>	<p>既存の工種(レベル2)に、新たな種別(レベル3)または細別(レベル4)が追加された場合は、当該工種(レベル2)の比率に官積算単価を乗じる。</p> <p>変更後の条件の官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率</p>	<p>既存の工種(レベル2)に、新たに種別(レベル3)または細別(レベル4)が追加された場合は、請負比率に一次官積算単価を乗じる。</p> <p style="text-align: center;">上記 同様</p>												
<p>単価合意書に記載のない工種が生じた場合</p>	<p>新規に工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、標準積算基準により算出した官積算単価とする。</p> <p>ここで新規工種(レベル2)が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。</p> <p>なお、実施要領単価合意書(単価表)に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種(レベル2)は官積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。</p> <p>新規に工種(レベル2)が追加される場合は官積で変更</p>	<p>新規に工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、標準積算基準により算出した官積算単価とする。</p> <p>ここで新規工種(レベル2)が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。</p> <p>なお、実施要領単価合意書(単価表)に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種(レベル2)は官積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。</p> <p>新規に工種(レベル2)が追加される場合は官積で変更</p>												
<p>単価合意書記載の単価によることが不適当な場合</p> <p>(例)「作業土工」(一式)において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。</p>	<p>上記 または に該当しないが、合意単価によることが不適当な場合は、当該細別(レベル4)の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。ただし、当該単価が細別(レベル4)ではなく、工種(レベル2)または種別(レベル3)のものである場合は、当該工種(レベル2)の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。</p> <p>変更後の条件の官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル4又は2)の比率</p>	<p>上記 または に該当しないが、単価合意書に記載の項目によることが不適当な場合は、請負比率に変更後の条件により算出した一次官積算単価を乗じる。</p> <p style="text-align: center;">上記 同様</p>												

個別合意方式における変更時の予定価格算出方法と協議項目



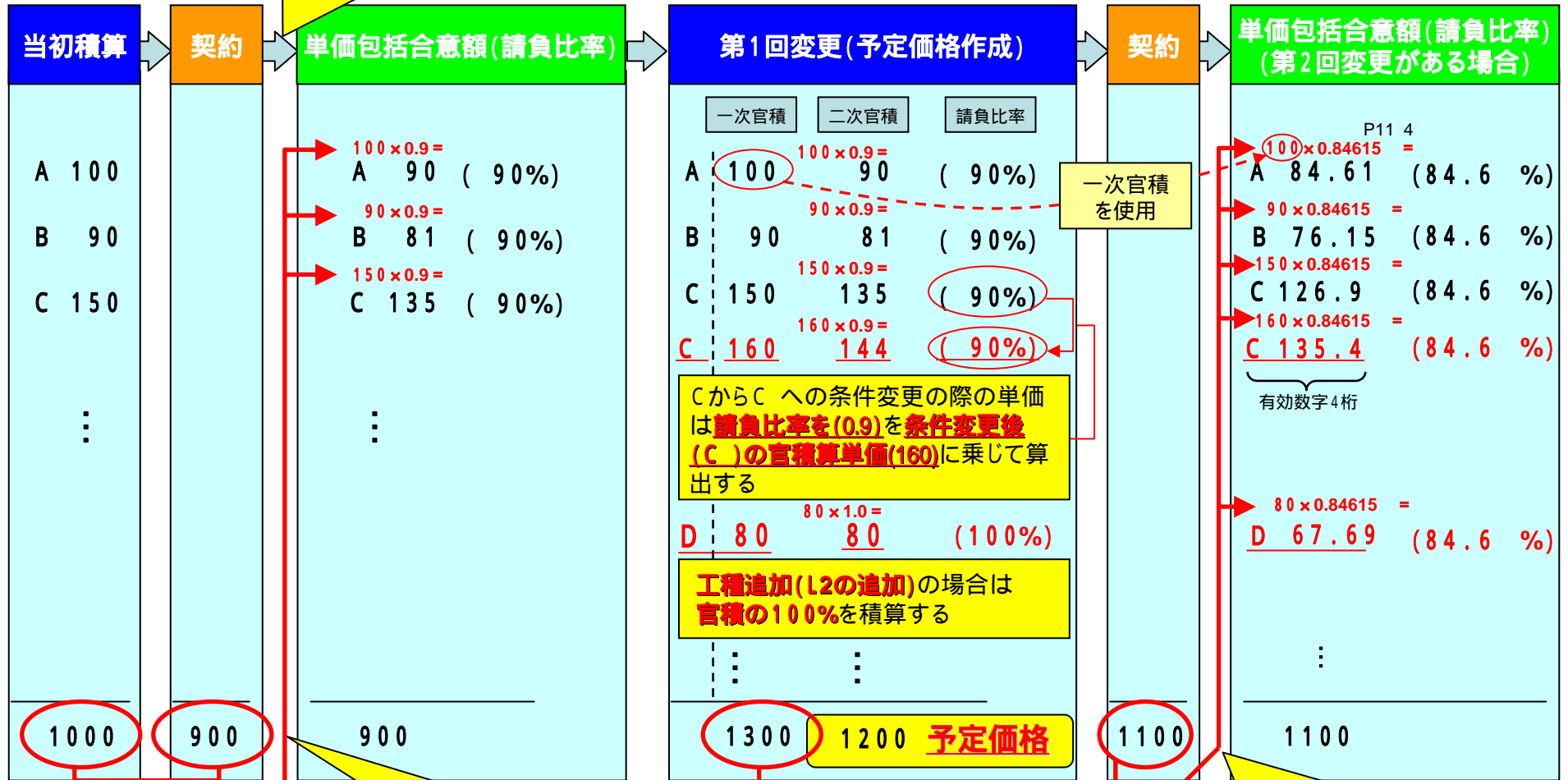
入札時の内訳と単価合意時の内訳が異なってもよい。

・条件変更のない項目については、新たに単価協議はしない

一次官積: 積算基準書に基づいた官積算額
 二次官積: 単価合意書等に基づいた官積算額

包括合意方式における変更時の予定価格算出方法

包括合意方式を希望



請負比率
 $900 / 1000 = 90\%$

契約変更の考え方について合意
 工事数量総括表に記載の項目全てについて、**請負比率を乗じることを合意**する

請負比率
 $1100 / 1300 = 84.6\%$

契約変更の考え方について合意
 第1回変更後の工事数量総括表に記載の項目全てについて、改めて**請負比率を乗じることを合意**する

一次官積: 積算基準書に基づいた官積算額
 二次官積: 単価合意書等に基づいた官積算額

共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定 (要領P6、7) (解説P9~11、14~16)

単価個別合意方式 (解説P8、9)

直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額(B)に、変更前の対象額に対する合意金額の比率(C)、積算基準書の率式を利用した変更前後の低減割合(D)を乗じて算出する。

対象額とは	共通仮設費(率分)	直接工事費
	現場管理費	純工事費
	一般管理費等	工事原価

(例)共通仮設費(率分) = $B \times C \times D$

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額

$C = \frac{\text{変更前の共通仮設費(率分)の合意金額(C1)}}{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額(C2)}}$

$D = \frac{B \text{を積算基準書の率式に代入した値(D1)}}{C2 \text{を積算基準書の率式に代入した値(D2)}}$

<設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円 3,300万円となった場合の積算例>

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000円

C1 = 変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 = 3,150,000円

C2 = 変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000円

C = $C1 / C2 = 3,150,000 \text{円} / 30,000,000 \text{円}$

D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95%

D = $D1 / D2 = 10.85\% / 10.95\%$

共通仮設費(率分) = $B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000 / 30,000,000 \times 10.85 / 10.95$
= 3,433,356円

単価包括合意方式 (解説P13)

赤字は改訂箇所

直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額(B)に、単価合意書の当該「合意金額」を「一次官積算金額×請負比率」、「合計金額」を「一次官積算合計金額×請負比率」に置きかえて算出した比率(C)に、積算基準書の率式を利用した変更前後の低減割合を乗じた率(D)を乗じて算出する。

(例)共通仮設費(率分) = $B \times C \times D$

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次官積算合計金額×請負比率
(変更前の共通仮設費(率分)の一次官積算金額)×請負比率(C1)

$C = \frac{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次官積算合計金額} \times \text{請負比率(C2)}}{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次官積算合計金額} \times \text{請負比率(C2)}}$

$D = \frac{B \text{を積算基準書の率式に代入した値(D1)}}{C2 \text{を積算基準書の率式に代入した値(D2)}}$

<設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円 3,300万円となった場合の積算例>

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次官積算合計金額×請負比率 = 33,000,000円

C1 = 変更前の共通仮設費(率分)の一次官積算金額×請負比率 = 3,150,000円

C2 = 変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次官積算合計金額×請負比率 = 30,000,000円

C = $C1 / C2 = 3,150,000 \text{円} / 30,000,000 \text{円}$

D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85%

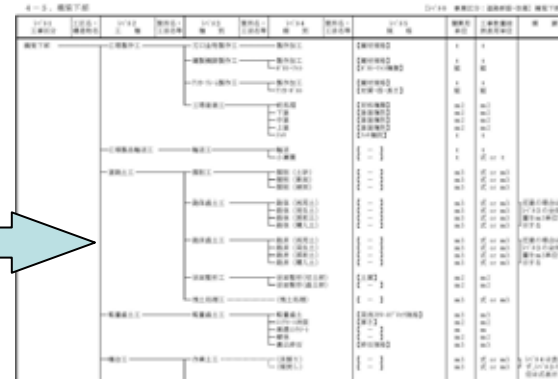
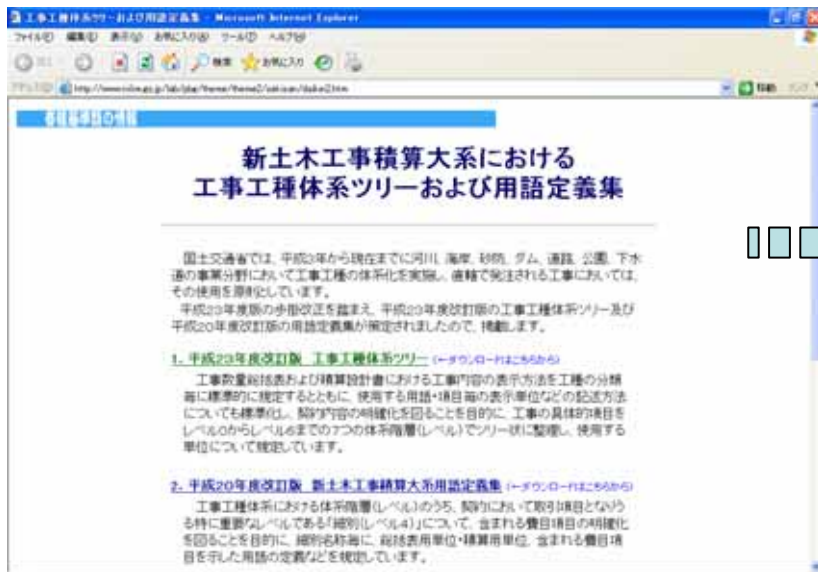
D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95%

D = $D1 / D2 = 10.85\% / 10.95\%$

共通仮設費(率分) = $B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000 / 30,000,000 \times 10.85 / 10.95$
= 3,433,356円

参考資料

工事数量総括表の工種、種別、細別等の体系は、
「新土木工事積算体系の工事工種体系ツリー」が基本



国土技術政策総合研究所HPにて公開しています。

URL: <http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sekisan/tree/t1-4.pdf>

HPのリンク先

「国土技術政策総合研究所TOPの左タブメニュー『技術情報』

「工事関連の様式集」 「新土木工事積算大系における工事工種体系ツリーおよび用語定義集」

「工事工種体系ツリー」

総価契約単価合意方式の実施要領等のHP公開

近畿地方整備局のHPにて公開しています。

URL:<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php>

HPのリンク先

「近畿地方整備局TOPの右メニュー 部別情報『企画部』」

「良質で透明性の高い行政サービスの提供」

「技術管理関係」

「総価契約単価合意方式の実施について」

「総価契単価合意方式実施要領の解説について」